

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
飯島町	七久保地区(高遠原、新屋敷、上通り、南街道、北街道、北村、柏木、荒田、新田、針ヶ平)	令和2年12月1日	令和4年12月1日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	290ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	229ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	69.0ha
i うち後継者が農業者以外の農業者の耕作面積の合計	32.7ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	19.7ha
iii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

70歳以上で後継者が農業者ではない、後継者がいない、不明の農業者の耕作面積合計が57.0haで70歳以上農業者の耕作面積の大半を占めているため、新たな農地の受け手の確保が必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

七久保地区全域の農地利用は、七久保地区営農組合が調整を行い、地区担い手法人である(有)水緑里七久保、認定農業者、認定新規就農者、その他中心経営体がそれぞれ協力して経営を担う。 また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

米、麦、大豆などの土地利用型作物以外に、収益性の高い野菜、果樹、花きなどの生産に向けた取り組みを検討する。

親元就農を基本とし、地元で担い手法人への就農を促す。また、町・地区全体で地区外から来る方への研修、就農のPRをしていく必要がある。

農家だけでなく、土地持ち非農家、非農家も含めて地区全体で協力して農地利用に取り組む必要がある。